

このお知らせは、令和5年度に小学校に入学するお子様の保護者の皆様にお送りしています。

令和4年10月～  
令和5年9月分

## 就学援助の申請受付中です

令和5年度に小学校に入学予定のお子様も就学援助の対象となります。

札幌市では、年間所得が一定額以下となる世帯など、経済的に困りの世帯を対象に、小・中学生の就学に要する費用の一部を援助する「就学援助」の制度を設けています。

現に小・中学校に在学するお子様のほか、次年度に小学校に入学する予定のお子様も対象となります。次年度に小学校に入学する予定のお子様は、認定を受けると小学校入学の前年度に「小学校入学準備金」の支給を受けることができる(注1・2)ほか、入学後の小学1年生の9月まで就学援助を受けることができます。(注3)

申請は随時受け付けております。就学援助をご希望の方でまだ申請されていない方は、以下の説明をご参照のうえ申請してください。(令和5年度小学校入学準備金は、令和5年4月までに認定を受けると支給されます。)

(注1) 生活保護の教育扶助および他市区町村の就学援助制度と重複して受けることはできません。

(注2) 小学校入学準備金の支給予定額はお子様1人につき54,060円です。実際の支給額は国の基準改定により変更になる場合があります。

(注3) 10月以降分は更新手続きが必要です。詳しくは入学後6月頃に学校からご案内します。

※ 虚偽の申請等により不正に入学準備金の支給を受けた場合は、支給した金額を返還していただきます。

まだ申請されていない方で、詳しく知りたい方・申請を希望する方は、  
こちら↓で申請書類を入手してください。

(注)すでに令和4年10月以降分の就学援助を申請済みの方は、  
重ねての申請はできませんのでご了承ください。

### 就学時健康診断の指定校

#### 就学時健康診断実施日

※実施日以外の受取希望は学校へご相談ください。

※小・中学生の兄・姉がいる場合、兄・姉が在学する学校から受け取ることもできます。学校へお申し出ください。

指定校・実施日は「就学時健康診断のお知らせ」をご覧ください

### 札幌市教育委員会事務局

(中央区北2条西2丁目STV北2条ビル3階 教育推進課)

平日 8:45～17:15

### 札幌市公式ホームページ【PDFデータ】

札幌市 就学援助

検索

※申請書類のPDFデータを掲載しています。  
ダウンロード・印刷してご使用ください。



## 就学援助の対象となるお子様

- 令和4年10月時点で小学校・中学校・中等教育学校前期課程(1~3学年)に在学しているお子様
- 令和5年4月に小学校に入学するお子様

## 対象となる世帯

札幌市内にお住まいで、次の認定要件1~6のいずれかに該当する世帯(生活保護を受けている世帯は対象外)

認定要件		備考							
1	令和3年10月以降 生活保護が廃止または停止された。	生活保護を受けていた時と世帯構成が変わっていない場合に限りです。							
2	札幌市で児童扶養手当を受給している(A)、または 令和3年11月以降に受給したことがある(B)。	(B)は、児童扶養手当を受けていた時と世帯構成が変わっていない場合に限りです。							
3	令和3年度または令和4年度のいずれかにおいて、高校生以下を除く 世帯全員(※1)の市町村民税が非課税または全額免除された。	同一年度に全員が非課税である(または免除されている)ことが必要です。							
4	高校生以下を除く世帯全員分(※1)の令和3年中の所得の合計額が下表の限度額以下だった。 (失業者がいる世帯や医療費が多くかかった世帯は、世帯所得の合計額から一定額を控除可能な場合があります。)								
	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
	所得限度額	186万円	232万円	252万円	288万円	341万円	410万円	480万円	558万円
	給与収入額の目安(※2)	277万円程度	343万円程度	369万円程度	414万円程度	480万円程度	567万円程度	654万円程度	741万円程度
5	令和3年度以降、風水害・地震・火災等の災害により個人事業主等に係る個人事業税が全額免除された。								
6	令和3年度以降、社会福祉協議会から、福祉費のうち生業経費、技能習得関係経費、支度関係経費のいずれかの貸付を受けた。(注)緊急小口資金(新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付を含む。)は対象外です。								

(※1) 生計維持者が単身赴任等で別居している場合や離婚前提で別居している場合、居所が異なっても世帯員に含みます。住民票や家計が別の場合であっても、同一住居にお住まいの方は原則として同一世帯員とします。

(※2) あくまでも目安であり、この金額は審査に使用しません。収入がある方の人数や金額によって変動する場合があります。

## 援助の内容

令和4年10月時点の内容です。国の基準改定などにより今後変更になる場合があります。

□は国公立(国・道・市立)学校のみ、◇は札幌市立学校のみ(◆は中等教育学校を除く)支給される費目です。本表には概要のみ記載しています。詳細は認定になった方に別途ご案内します。

学用品費等	[小・中学生] 年額 13,230円~27,130円 (学年によって異なります)
生徒会費	[中学生] 年額 2,340円
小学校入学準備金	[(小)令和5年4月小学校入学者(認定月が令和5年4月以前の方に限る)] 54,060円
中学校入学準備金	[(中)令和5年4月中学校入学者(認定月が令和5年3月以前の方に限る)] 60,000円
体育実技用具	[柔道またはスキー授業実施校の小1・小4・中1] 柔道衣またはスキー用具の現物支給
□宿泊校外活動費	[実施日前までに申請し、認定された方で行事に参加した方] 交通費・見学科相当額
□修学旅行費	[実施日前までに申請し、認定された方で行事に参加した方] 実費相当額(一部対象外費用あり)
◆通学費	[小・中学生で通学距離が一定以上など所定の要件を満たす方] 公共交通機関利用額
◇給食費	[小・中学生] 給食費が無料
◇学校病医療費	[小・中学生で所定の疾病で医療機関受診する方] 所定疾病分の医療費自己負担額無料
◇災害共済掛金	[5月時点で認定を受けている小・中学生] 日本スポーツ振興センター災害共済掛金が無料

就学援助制度に関するお問い合わせ先

札幌市教育委員会教育推進課学事係(就学援助担当)

TEL: 011-211-3851 E-mail: shugakuenjo@city.sapporo.jp



さっぽろ市  
02-S02-22-1806  
R4-2-1177